

資料 1

経済産業省 説明資料  
(第 44 回部会の宿題)



コンビニエンスストアの「既存店」調査項目を削除する件に関し、本調査の結果と日本フランチャイズチェーン協会の結果に関する伸び率の比較等に関する資料を整理していただき、次回部会で再度検討することとする。

- 1 本調査の結果と（一社）日本フランチャイズチェーン協会の結果に関する伸び率等について【別添1】のとおり、①全店の販売額、②全店の販売額の前年同月比、③既存店の販売額の前年同月比について平成25年1月分～平成26年3月分を比較した結果、それぞれの相関係数は、①が0.9999、②が0.9984、③が0.9986と高いことを確認した。
- 2 なお、①全店の販売額の水準の違いは、本調査と（一社）日本フランチャイズチェーン協会の対象企業数の違いから出ているものである。

（一社）日本フランチャイズチェーン協会では、「既存店」項目について継続的に調査し、これまでどおりデータを公表していくものと考えて良いか。

- 1 先日、（一社）日本フランチャイズチェーン協会に訪問し、先方の担当者と面会した。当方からは、今般の本調査の見直しについて、説明するとともに、今後も（一社）日本フランチャイズチェーン協会において、「既存店」項目について継続的に調査し、これまでどおりデータを公表していくことについて確認した。

（一社）日本フランチャイズチェーン協会と当省の確認事項

- ① 本調査は、多角的な動向分析を可能とするため、他の丁調査業種（家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター）と平仄を合わせるかたちで、都道県別に販売額等を把握する。
- ② （一社）日本フランチャイズチェーン協会は、これまでと同様に「既存店」項目について公表を行う。
- ③ なお、記入者の負担の観点から、「既存店」調査項目については重複是正を行い、（一社）日本フランチャイズチェーン協会と当省で役割分担しつつ今後も連携を図って公表することを確認させていただいた。

(4/23永井専門委員からコンビニエンスストア調査の既存店データについて)

山本専門委員からご指摘がありましたが既存店データを公表することで、県別の秘匿事項に触れることは現実にあるのでしょうか。

—参考— 4/15の山本専門委員のご指摘。

「仮に既存店のデータについて全国値のみ集計し公表した場合、他のデータを用いて都道府県別に案分してみたら、たまたま正しい数値を求められ、地域によっては新規店が特定されるといったことがあり得るのか。このようなことがあり得るのであれば、秘匿の面にも考慮して検討することが必要ではないか。」

1. 事業所単体ではないが、企業単位の新規事業所群（1事業所もしくは複数を指す）の数値が特定されてしまうことがあり得ると考えている。

(4/23永井専門委員からコンビニエンスストア調査の既存店データについて)

2、統計ユーザー側から見ると、「百貨店、スーパー、コンビニ」を3大業態として分析するケースが多いのですが、コンビニの既存店データだけを削除することをどうとらえていらっしゃるのでしょうか。

1. 今回の見直しのポイントは、我が国における消費動向の多角的な把握・分析をする上で有用な情報を得る観点から、業種別で捉える他に、地域別の把握・分析を可能にすることを優先させているものである。
2. また、調査を実施する上で、記入者負担の軽減も重要と考えている。丙調査（百貨店・スーパー）は事業所調査のため、記入者に既存店について、報告を求めていない<sup>1</sup>が、コンビニエンスストア調査は、企業調査のため既存店について調査項目を設け、報告を求めているもの。
3. (一社)日本フランチャイズチェーン協会によると、全国値及び都道府県別の販売額（全店ベース）の報告については、各企業が把握・確認できる情報のエリア別の単位が都道府県を跨ぐ場合もあり、都道府県別に再集計することは、各企業の担当者にとって負担が大きい業務となっている。そこでさらに、既存店の全国値も含め都道府県単位の数値を報告するとなると、さらに困難な作業を強いいる

<sup>1</sup> 丙調査は事業所調査のため、調査票を回収した後、経産省において既存店の判別を行い集計しているもの。

こととなることや新店の出店状況が特定化されてしまう危険性が高まることもあり、調査への協力度合いの低下に繋がることとなる。